

<第三者行為災害について>

労災保険制度上、「第三者行為災害」と呼ばれるものがあります。「第三者行為災害」とは、労災保険給付の原因である災害が第三者の行為などによって生じたものを指します。

典型的な事案は、通勤途中に車両と接触し交通事故に遭うようなものがわかりやすいかも知れません。通勤災害以外にも業務中にも交通事故に遭うケースや重機の操作誤りで近くの作業者が負傷するなど第三者行為災害に該当する案件は日常的に発生する可能性があるものです。

「第三者行為災害」に該当する場合については、労災請求書以外にも「第三者行為災害届」と言われる様式を労働基準監督署に対して、別途提出をする必要があり、様式については、厚生労働省のホームページよりダウンロードして作成いただくことができます。届以外にも「念書(兼同意書)」や交通事故の場合については、「交通事故証明書」など必要資料を提出する必要がありますので、該当する案件がある場合については、早めに労働基準監督署にご相談いただき、ご準備いただけますと給付までの手続きがスムーズに進みます。

よく誤解される方がいらっしゃるのですが、自動車保険など第三者から損害賠償を受けられる手段がある場合については、労災保険を必ず使用しなければならない訳ではありません。特に被災者の方の過失割合が低い案件においては、自動車保険等を優先させる方が有利となるケースもありますので、ご注意ください。

また、労災請求を行えば、第三者の損害賠償責任が免ぜられると誤解される方がいらっしゃいますが、これも誤りです。労働基準監督署が労災給付を行いますと被災者等が第三者に対して持っている損害賠償権を取得し、この権利を第三者(交通事故の場合は保険会社など)に行使します。これを求償と呼んでいます。損害賠償責任については、過失相殺はあっても、全く関係なくなるわけではないので、この点にもご注意ください。第三者が得意先だから賠償を求めるのが難しいなどの理由で労災請求を選ばれるケースがありますが、第三者に対し、「第三者行為災害報告書」と言われる書面の提出を求め、最終的には過失割合に応じた求償が行われます。第三者に全面過失が認められれば、保険給付を行った全額を求償することになりますので直接賠償を求める方が手間にならないケースも存在します。

愛知労働局の現在の運用においては、被災者の方が停止している車両に追突するなど全面的な過失の場合、会社内の同僚労働者同士の災害、第三者に責任能力がなく損害賠償の責を負わない場合などについては「第三者行為災害届」を求めないケースもありますので、届が必要なケースか否か迷われる場合については、労働基準監督署までお問い合わせください。